

○西紋別地区環境衛生施設組合公告式条例

制定 昭和50年4月1日条例第9号

改正 令和3年9月28日条例第4号

(目的)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第16条第4項の規定に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。

(条例の公布)

第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に組合長が署名しなければならない。

2 条例の公布は、紋別市、滝上町、興部町、雄武町及び西興部村が各々定める掲示場に掲示して行う。

(規則に関する準用)

第3条 前条の規定は、規則に準用する。

(規程の公表)

第4条 規則を除くほか、組合長の定める規程を公表しようとするときは、公布若しくは公表の旨の前文、年月日及び組合長名を記入して組合長印を押さなければならない。

2 第2条第2項の規定は、前項の規程に準用する。

(その他の規則及び規程の公表)

第5条 第2条の規定は、議会の会議規則その他組合の機関の定める規則で、公表を要するものに準用する。ただし、第2条中「組合長」とあるものは「当該機関又は当該機関を代表する者」と読みかえるものとする。

2 第4条の規定は、組合の定める規程で公表を要するものに準用する。ただし、同条第1項中「組合長」とあるのは「当該機関名」、「組合長印」とあるのは「当該機関印」と読みかえるものとする。

(規則及び規程の施行期日)

第6条 規則又は組合の機関の定める規則若しくは規程は、それぞれ当該規則又は規程をもつて、特に施行期日を定めることができる。

附 則

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（令和3年9月28日条例第4号）

この条例は、令和3年10月1日から施行する。